

新	旧	備考
<p>海外投資保険手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00032</p> <p>沿革 (略)</p> <p><u>平成28年3月9日 一部改正</u></p>	<p>海外投資保険手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00032</p> <p>沿革 (略)</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日 01-制度-00061)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p> <p>一 ～ 十 (略)</p> <p>2 ～ 7 (略)</p> <p><u>8 約款(株)第19条又は約款(不)第19条及び運用規程第13条第2項に基づき、既存の保険契約を解約し、新規保険契約の申込みをしようとする場合にあつては、日本貿易保険の指定した日までに申込みをするものとする。</u></p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日 01-制度-00061)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p> <p>一 ～ 十 (略)</p> <p>2 ～ 7 (略)</p>	
<p>第3条 ～ 第7条 (略)</p>	<p>第3条 ～ 第7条 (略)</p>	
<p>(<u>保険契約の解約請求</u>)</p> <p>第8条 保険契約者は、<u>運用規程第13条第1項に該当する場合について、約款(株)第19条又は約款(不)第19条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに、別紙様式6「海外投資保険 増額・減額承認請求書」及び次に定める書類の写しを</u></p>	<p>(<u>被保険利益の消滅による解約請求</u>)</p> <p>第8条 保険契約者は、<u>海外投資(株式等)保険約款第19条又は海外投資(不動産等)保険約款第19条における「別に定める場合」に基づき、保険契約を解約しようとするときは、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに、別紙様式6「海外投資保険 増額・減額承認請求書」及び次に</u></p>	

新	旧	備考
<p>本店に提出するものとする。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p> <p><u>2 保険契約者は、運用規程第 13 条第 2 項に該当する場合には、約款 (株) 第 19 条又は約款 (不) 第 19 条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、別紙様式 6「海外投資保険 増額・減額承認請求書」及び次に定める事項を記載した説明書 (様式は任意) を本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>一 運用規程第 13 条第 2 項の各号のうち該当するもの (全て)</u></p> <p><u>二 新たなたん補内容での保険契約を希望する理由・背景等</u></p> <p><u>三 被保険投資の状況 (事業の状況、新規保険契約の申込みにおいてたん補の対象としているリスクについて悪化の兆候はないか、等)</u></p>	<p>定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 ～ 二 (略)</p>	
<p>第 9 条 (略)</p>	<p>第 9 条 (略)</p>	
<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第 10 条 被保険者が、約款 (株) 第 37 条第 1 項、同条第 2 項又は約款 (不) 第 36 条第 1 項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>別に付した特約において重要資産等に含めた株式若しくは貸付金債権又は別に付した特約において約款 (株) 第 2 条第 2 項の規定に基づくたん補対象に含めた再投資先企業 (被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。以下同じ。) の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第 8 - 2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</u></p> <p>2 ～ 3 (略)</p>	<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第 10 条 被保険者が、約款 (株) 第 37 条第 1 項、同条第 2 項又は約款 (不) 第 36 条第 1 項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別に付した特約において重要資産等に含めた株式又は貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定する場合は、別紙様式第 8 - 2「海外投資保険質権等設定承諾申請書」</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>	

新	旧	備考
第11条～第29条（略）	第11条～第29条（略）	
<u>附則</u> <u>この改正は、平成28年4月1日から実施する。</u>		
別表1～別表3（略）	別表1～別表3（略）	